

平成目安箱への回答 No.25 町役場職員の休憩時間について

担当主管課：総務課総務法制係（内線 210）

要望等内容	回答
<p>1月26日の昼頃、用があって町役場を訪れたところ、窓口（1階）の向こうで、各自隠れるようにして食事をしている職員の姿が散見されました。ある人は、PCの画面をのぞきこみながら、又、別の人は私のように昼時間に窓口を訪れる人の対応に中断されながらでした。非常に町役場の職員の方々がこのような環境の中でしか食事がとれない情景に驚くと同時に、気の毒でなりませんでしたし、役場を利用する立場からしても遠慮が強いられ、居心地の良い状況ではありませんでした。</p> <p>そもそも人の健康的な生活には、食事をとることは、ただカロリーと必要栄養素を摂取する行為のことを差すのではなく、気持ちの休まる環境において、心身ともに安心して職場の仲間との会話を楽しみながら、共に食することに衛生上、健康上、文化上の意味を持つと捉えるべきはずで、ですから、最近、学校教育においても「食育」などが強調されているのではないのでしょうか。</p> <p>また、労働基準法からしても、休憩時間の付与は使用者の義務であり、この時間は、心身ともに完全に労働から離れることが原則のはずです。あきらかな違法状態ではないのでしょうか。窓口業務の継続が必要というのであれば、交代制にすれば良いはずですし、場所が無いというのであれば、その時間に未使用の会議室などを解放すれば可能なはずです。この程度の当たり前の様相が、本来率先して守らねばならない町役場ですら、ないがしろにされているとすれば、私たち町民の生活へ向けられる視線にも不安を覚えます。</p> <p>医療従事者であった経験を持たれる町長は、この役場の光景をどのように考えているのか伺いたく筆をとりました。なぜ、このような身近な、しかも簡単な課題すら改善されず放置されているのでしょうか。</p>	<p>町政につきましては日頃よりご理解、ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>昼時の窓口業務は当番制で対応しており、それ以外の職員は休憩時間となりますが、当番ではない職員も、窓口を待つお客様がいらっしゃれば、お待ちいただくことが無いよう接客をさせていただいています。</p> <p>ご指摘のとおり、自席で食事をするのではなく、庁舎内の他の場所で食事等ができれば良いのですが、庁舎内には、職員専用の休憩室等がなく、また、空いている会議室の開放などもしていますが、会議室自体が少なく、全ての職員が自席以外で食事や休憩をとる事ができない状況にあります。</p> <p>このことにより、来庁の際に居心地の悪い思いをさせてしまったことは、大変申し訳なく思っています。</p> <p>職員の職場環境の改善に向け、また、職員の健康管理のための休憩時間や場所の確保は、現状の限られたスペースの中でも改めて工夫することにより、職員が心身ともに休める環境づくりを早急に考えてまいります。</p> <p>貴重なご指摘、ご意見をありがとうございます。</p>

目安箱受付日：H27. 1. 30

掲示日：H27. 2. 27